

令和7年度 労働安全衛生法第59条による安全教育

低圧電気取扱業務特別教育



- ・100V, 200Vの配線の接続作業など感電の危険のある作業に必要な資格です。
- ・電気事業法による電気主任技術者や電気工事士の資格とは別にこの教育が必要です。

コース名	第1回 低圧電気取扱業務特別教育	第2回 低圧電気取扱業務特別教育
コース番号	3-75-1	3-75-2
日時	令和7年9月25日(木)・26日(金) 令和8年2月14日(土)・15日(日) 8:45~17:00(7時間×2日=14時間)	
内容	<p>■1日目 (学科)</p> <ul style="list-style-type: none">・低圧電気に関する基礎知識・低圧電気設備に関する基礎知識・低圧用の安全作業用具に関する基礎知識・低圧の活線作業及び活線近接作業の方法・関係法令 <p>◆法定時間◆ 不足の場合失格となりますので、時間厳守をお願いします。☒</p> <p>■2日目 (実技)</p> <ul style="list-style-type: none">・低圧の活線作業及び活線近接作業の方法 <p>※2日間全て受講いただくと、修了証を交付いたします。</p> 	
受講料	会員料金:11,000円(税込) 一般料金:13,200円(税込) ※会員料金…久留米地区職業訓練協会会員企業にお勤めの方(特別会員はご利用いただけません。)	
申込方法	お電話又はホームページからご予約下さい。その後、別紙受講申込書にご記入いただき、郵送又はFAXでお送り下さい。申込書のご提出後、振込先をご案内いたします。 銀行振込か、センター窓口で現金で受講料のお支払いをお願いします。 キャンセルは開講日の前日までにご連絡下さい。開講後のキャンセルはお受けできません。 先着順に受付、定員(各回20名)になり次第締切とさせていただきます。 ※開講日の1週間前までに最低催行人員(各5名)に満たない場合、やむを得ず中止になることもありますので、お早めにお申込み下さい。	
持参物	筆記用具・印鑑・写真(横2.5cm×縦3cm)	
受講対象者	交流では600V以下、直流では750V以下の充電電路の敷設、若しくは修理の業務、低圧電路の充電部分が露出している開閉器の操作を行う方(機械操作者や機械・電気の修理・工事を行う方)が該当します。	

～実施場所&お問合せ先～

久留米地域
職業訓練センター

〒839-0809 久留米市東合川五丁目9-10
TEL 0942-44-5201 <http://www.ksk.ac.jp/>
FAX 0942-43-2964 master@ksk.ac.jp

